

第 41 回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年3月26日（木曜日）午前10時

受付開始：午前9時30分

開催場所

東京都千代田区大手町一丁目7番2号

東京サンケイビル3階

（大手町サンケイプラザ 311号室）

（ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。）

議 案

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

株主の皆様へのお知らせ

株主様の議決権は、インターネット等又は書面により事前のご行使が可能です。

議決権行使期限

2026年3月25日（水曜日）午後5時まで

株主総会の運営等に変更が生じた場合には、当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

証券コード 3649

(発送日) 2026年3月9日

(電子提供措置の開始日) 2026年3月4日

株 主 各 位

東京都千代田区大手町一丁目7番2号

株式会社ファインデックス

代表取締役社長 相原 輝夫

第41回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第41回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当社は、本株主総会の株主総会参考書類等の内容である情報について、会社法第325条の3第1項及び定款の規定に基づき電子提供措置をとっており、電子提供措置事項をインターネット上の以下のウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://findex.co.jp/ir/stock/meeting.html>



東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、東証ウェブサイト（上場会社情報サービス）にアクセスしていただき、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、株主総会招集通知ページに掲載されている情報を閲覧ください。



株主総会資料掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/3649/teiiji/>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面により議決権を行使することができます。各議案の内容は、上記インターネット上の各ウェブサイトにて「第41回定時株主総会招集ご通知」の「株主総会参考書類」として掲載しておりますので、同内容をご検討のうえ、2026年3月25日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区大手町一丁目7番2号
東京サンケイビル3階
（大手町サンケイプラザ 311号室）
（ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第41期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第41期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前ページのインターネット上の各ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎インターネット等及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案の賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

＜事前質問の受付について＞

本株主総会では、事前に当社に対する株主様のご質問やご意見を頂戴し、回答を予定しております。詳細は、以下をご確認ください。

- ・ご連絡方法：e-mailにてご質問やご意見を承ります。
なお、件名に必ず「お名前」と「株主番号（議決権行使書用紙に記載がご
ざいます）」を記載いただきますようお願い申し上げます。
e-mail: kabunushi-soukai@findex.co.jp
- ・事前質問の受付期限：2026年3月19日（木曜日）午後5時まで
- ・事前に頂戴したご質問のうち、本株主総会の議案に関わる内容及び株主様
のご関心が高いと思われ、かつ当社が回答可能である内容について、株主
総会当日に回答させていただく予定です。
- ・頂戴したご質問全てに回答することをお約束するものではありません。ま
た、個別の対応はいたしかねますので、予めご了承ください。
- ・上記のe-mailアドレスは、受付期限をもって無効となります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませよう
お願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



インターネット等で議 決権を行使される場合

次ページの案内に従い、議案
に対する賛否をご入力くださ
い。

行使期限

2026年3月25日（水曜日）
午後5時入力完了分まで



書面で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議
案に対する賛否をご表示のう
え、ご返送ください。

行使期限

2026年3月25日（水曜日）
午後5時到着分まで



株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会
場受付にご提出ください。

開催日時

2026年3月26日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 〇〇〇〇〇〇〇〇 議決権の数 〇〇 〇〇

〇〇〇〇 印中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇〇

スキャットフォン用
議決権行使
用紙（電子投票）
にサインしてください

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2・3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネット等及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案の賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

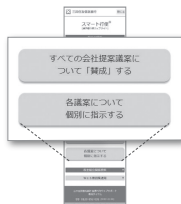
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインできます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

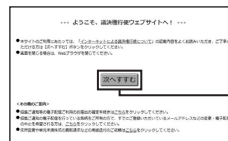
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・ パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00～21:00)

《機関投資家の皆様へ》

株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームより
議決権をご行使いただけます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案し行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき、金14.00円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は343,570,290円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年3月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役7名（うち社外取締役1名）の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

取締役候補者一覧

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名	現在の当社における 地 位 及 び 担 当	性別	候補者属性
1	再任 あいばら てる お 相原 輝夫	代表取締役社長 事業戦略室長	男性	—
2	再任 こんどう こう じ 近藤 功治	取締役 医療ソリューション部長	男性	—
3	再任 は せ がわ ひろあき 長谷川 裕明	取締役 コンサルティング部長	男性	—
4	再任 みやかわ りき 宮川 力	取締役 情報セキュリティ室長	男性	—
5	再任 かきうち けいすけ 垣内 圭介	取締役 病院ソリューション部長	男性	—
6	新任 や ざわ たかひろ 矢澤 隆弘	—	男性	—
7	新任 まつば きょう こ 松葉 香子	—	女性	社外取締役 独立役員

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 普通株式数
1	あいばら てる お 相原 輝夫 (1966年9月25日生)	1990年4月 四国日本電気ソフトウェア株式会社入社 1993年7月 株式会社バイオニア四国（現 当社）入社 1994年2月 当社取締役 1994年5月 当社代表取締役社長（現任） 2014年7月 当社事業戦略室長（現任） 2017年2月 イーグルマトリックスコンサルティング 株式会社（現 EMC Healthcare株式会社） 取締役（現任） 2021年4月 フィットニングクラウド株式会社 代表取締役 2023年6月 同社取締役（現任） （重要な兼職の状況） フィットニングクラウド株式会社取締役 EMC Healthcare株式会社取締役	7,707,600株
	【選任理由】 1994年から代表取締役社長として全体を牽引してきた実績と経営全般に対する豊富な経験とともに卓越した見識を有しております。また、技術的判断、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において極めて重要な役割を果たしており、当社グループの事業拡大及び改革において更なる成長・発展に寄与することが期待できるため、取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。		
2	こんどう こうじ 近藤 功治 (1964年3月22日生)	1984年8月 株式会社サンチェリーデータシステム 入社 2005年4月 当社入社 2007年4月 当社執行役員 2008年7月 当社取締役開発部長 2014年7月 当社取締役販売企画部長 2021年1月 当社取締役医療ソリューション部長 （現任）	127,564株
	【選任理由】 主に販売代理店支援部門及びシステム開発部門を経て、2007年から執行役員として、販売代理店支援部門を牽引し強いリーダーシップを発揮してきました。2008年から取締役として、販売代理店支援部門及びシステム開発部門を統括してきた実績と経験、業界に関する豊富な知識を有しております。現在は、取締役医療ソリューション部長として、営業・マーケティング・販売代理店支援・カスタマーサポート部門を統括しており、当社グループの事業拡大及び改革において更なる成長・発展に寄与することが期待できるため、取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 普通株式数
3	は せ がわ ひろあき 長谷川 裕明 (1968年8月5日生)	1993年4月 帝人株式会社入社 2008年12月 株式会社ビー・エム・エル入社 2009年7月 当社入社 2010年4月 当社執行役員 2010年12月 当社取締役 2012年11月 当社取締役第2病院ソリューション部長 2021年1月 当社取締役病院ソリューション部長 2023年1月 当社取締役コンサルティング部長（現任）	19,564株
	【選任理由】 主に営業部門を経て、2010年から取締役として、営業部門を牽引し強いリーダーシップを発揮してきた実績と経験、業界に関する豊富な知識を有しており、病院ソリューション部長として、東京・大阪・北海道・京都・新潟の5拠点の営業部門を統括しております。現在は、取締役コンサルティング部長として、医療システムにおける業務改善提案、新規事業の提案など、営業部門で培ってきた知識や経験をもとに、新たなビジネスモデルの構築を担っており、当社グループの事業拡大及び改革において更なる成長・発展に寄与することが期待できるため、取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。		
4	みやかわ りき 宮川 力 (1972年7月17日生)	1998年4月 日本電気株式会社入社 2009年8月 当社入社 2012年6月 当社執行役員 2014年7月 当社執行役員システム開発部長 2016年3月 当社取締役システム開発部長 2023年4月 当社取締役パッケージ開発部長 2023年10月 当社取締役情報セキュリティ室長（現任）	7,564株
	【選任理由】 主にシステム開発部門を経て、2012年から執行役員として、システム開発部門を牽引し強いリーダーシップを発揮してきました。また、2016年から取締役として、システム開発部門を統括してきた実績と経験、業界に関する豊富な知識を有しております。現在は、取締役情報セキュリティ室長として、セキュリティ対策部門を統括しており、当社グループの事業拡大及び改革において更なる成長・発展に寄与することが期待できるため、取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 普通株式数
	かきうち けいすけ 垣内 圭介 (1973年6月7日生)	1996年4月 日本電気株式会社入社 2014年4月 当社入社 2018年4月 当社執行役員 2023年1月 当社執行役員病院ソリューション部長 2025年3月 当社取締役病院ソリューション部長 (現任)	6,342株
5	【選任理由】 主に営業部門を経て、2018年から営業部門とSE部門を率いる執行役員として、戦略企画、販売及び事業管理を担うと同時に、2023年からは病院ソリューション部長として、東京・愛媛・大阪・北海道・京都・新潟・福岡・沖縄の8拠点の営業部門を統括しています。豊富な実務経験と業界知識を有し、当社ビジネスの土台となる医療システムの営業基盤を固めた実績もあり、当社グループの事業の安定と成長において更なる寄与が期待できるため、取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 普通株式数
6	や ざ わ た か ひ ろ 矢澤 隆弘 (1964年1月8日生)	1988年4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行） 入行 1994年1月 同行企画部 部長代理 2001年4月 同行経営企画部 上席部長代理 2002年12月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 企画部IR室 上席室長代理 2004年4月 同社企画部 IR室長 2007年10月 株式会社三井住友銀行投資開発部 部長 2009年4月 同行投資銀行統括部 プロダクト戦略室長 2013年4月 SMBC日興証券株式会社 執行役員 海外業務副担当 2014年4月 同社 執行役員 国際担当 2016年5月 同社 執行役員 国際副担当 英国SMBC日興キャピタル・マーケット会社 顧問 2016年12月 SMBC日興証券株式会社 常務執行役員 国際副担当 英国SMBC日興キャピタル・マーケット会社 会長 2022年3月 SMBC日興証券株式会社 専務執行役員 グローバル企画統括 ※2022年4月より下記役職と兼務 2022年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 常務執行役員 グローバル事業部門副事業部門長 2024年4月 SMBC日興証券株式会社 上席顧問 2025年1月 株式会社ビジョン・コンサルティング エグゼクティブパートナー	—
【選任理由】 同氏は、長年にわたり邦銀及び証券会社において、コーポレート・ファイナンス、国際業務、及びIR活動の要職を歴任しました。 銀行業務においては、広範な財務知識に基づき経営戦略の企画立案・遂行や新規事業開発に従事し、証券業務においては国際的な資本市場の最前線でグローバル投資家との対話や複雑な国際案件に精通しております。 当社は現在、プライム市場上場企業として投資家層の拡大と、資本効率を重視した経営の高度化を最優先課題として掲げております。同氏が有する資本市場に対する深い洞察力は、当社の財務戦略の策定及び市場からの信頼獲得において不可欠なものであると判断いたしました。 以上の経緯から、同氏の豊富な経験と専門知識が当社の持続的な企業価値向上に大きく寄与するものと確信し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 普通株式数
7	まつば きょうこ 松葉 香子 (1974年4月6日生)	1997年4月 郵政省(現 総務省)入省 2002年8月 Capgemini U.S. LLC入社 2004年8月 Navigant Consulting, Inc. 入社 2006年3月 Columbia University Medical Center(現 Columbia University Irving Medical Center)入職 2008年9月 同社CEO補佐室業務部長 2010年4月 GEヘルスケア・ジャパン株式会社入社 2015年10月 同社ヘルスケア・デジタル事業本部長 2018年4月 同社アカデミック本部長 2019年1月 同社執行役員 2020年7月 同社エジソン・ソリューション本部長(ア カデミック本部長兼務) 2024年1月 同社戦略事業本部長 2025年6月 同社退任	—
【選任理由及び期待される役割の概要】 同氏は、日米両国での病院経営コンサルティングや大学病院経営への参画、大手外資系企業でのデジタル事業本部長といった要職を歴任しました。広範な財務・経営知識に加え、医療ITを活用した病院運営最適化、医療データ利活用基盤の構築など、デジタル技術を駆使した医療変革の最新トレンドに精通しております。同氏が有するヘルスケア業界への深い洞察と戦略的な実行力は、当社の持続的な企業価値向上において不可欠なものであると判断いたしました。ガバナンスと事業推進の両面から適切な助言・監督を行っていただけると期待できるため、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 矢澤隆弘氏は、新任の取締役候補者であります。
3. 松葉香子氏は、新任の社外取締役候補者であり、同氏の戸籍上の氏名は菊島香子であります。
4. 松葉香子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額といたします。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております(ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為等の一定の免責事由に該当する場合を除く。)。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 松葉香子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を独立役員として指定する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

監査等委員である取締役候補者一覧

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名	現在の当社における 地 位 及 び 担 当	性別	候補者属性
1	再任 やまうち こうじ 山内 康司	取締役〔常勤監査等委員〕	男性	—
2	再任 きた だ たかし 北田 隆	社外取締役〔監査等委員〕	男性	社外取締役 独立役員
3	再任 やま だ あきら 山田 哲	社外取締役〔監査等委員〕	男性	社外取締役 独立役員
4	新任 ゆ い あかね 由比 茜	—	女性	社外取締役 独立役員

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 普通株式数
1	やまうち こうじ 山内 康司 (1965年10月3日生)	1995年2月 有限会社ホンダサービスセンター入社 2008年5月 当社入社 2008年7月 当社常勤監査役 2016年3月 当社取締役〔常勤監査等委員〕(現任)	—
	【選任理由】 これまで当社の常勤監査役、常勤監査等委員である取締役として豊富な監査経験を有するとともに、適切な助言、提言を行ってこられた実績を踏まえ、当社グループのコーポレートガバナンスの一層の強化に貢献していただけると判断し、引き続き監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。		
2	きただ たかし 北田 隆 (1956年2月24日生)	1985年3月 公認会計士登録 1998年4月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 1999年7月 同監査法人社員(パートナー) 2014年10月 公認会計士北田隆事務所所長(現任) 2016年3月 大倉工業株式会社社外取締役〔監査等委員〕(現任) 当社社外取締役〔監査等委員〕(現任) (重要な兼職の状況) 公認会計士北田隆事務所所長 大倉工業株式会社社外取締役〔監査等委員〕	1,000株
	【選任理由及び期待される役割の概要】 公認会計士としての豊富な監査経験と財務及び会計に関する専門的な知見を有していること、また、これまで当社の監査等委員である社外取締役として適切な助言、提言を行ってこられた実績を踏まえ、当社グループのコーポレートガバナンスの一層の強化に貢献いただけると期待できるため、社外取締役として適任であると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、過去に当社の会計監査人である監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)に所属しておりました。当社は、同監査法人との間で監査報酬等の支払いの取引関係がありますが、その金額は同監査法人の総収入に占める割合が0.1%未満と僅少であります。また、2011年度まで同監査法人において当社の監査業務に携わっておりましたが、以後一切当社の監査業務には関わっていないことから、独立性は十分に確保されているものと判断しております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
3	やまだ あきら 山田 哲 (1963年11月4日生)	1987年4月 医療法人社団親和会杉並病院入職 1991年6月 医療法人社団和風会梅園病院（現 医療法人社団和風会多摩リハビリテーション病院）入職 1993年6月 北条病院入職 1999年7月 ベストケア株式会社代表取締役 2017年12月 株式会社ジェイ・トップ代表取締役（現任） 2019年2月 バリュアップ株式会社代表取締役 2021年10月 当社社外取締役〔監査等委員〕（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ジェイ・トップ代表取締役	—
【選任理由及び期待される役割の概要】 医療機関における長年の業務経験による専門知識と介護事業の会社経営者としての幅広い見識を有していることから、多角的な視点による適切な助言・提言を行っていただけるとともに、当社グループのコーポレートガバナンスの一層の強化に貢献いただけると期待できるため、社外取締役として適任であると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。			
4	ゆい あかね 由比 茜 (1980年9月6日生)	2003年10月 株式会社ジェイエアメンティーハウス入社 2008年10月 先崎昌司税理士事務所入所 2009年4月 由比税理士事務所入所 2013年8月 税理士登録 2019年6月 株式会社協和日成社外監査役（現任） 2021年1月 由比税理士法人代表社員（現任） 2025年9月 株式会社東海ビルメンテナンス監査役（現任） 株式会社サン東海ビルメンテナンス監査役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社協和日成社外監査役 由比税理士法人代表社員 株式会社東海ビルメンテナンス監査役 株式会社サン東海ビルメンテナンス監査役	—
【選任理由及び期待される役割の概要】 同氏は、長年にわたり税理士として税務・会計の専門的な知見を積み重ねてこられたことに加え、税理士法人の代表社員として組織経営にも携わってこられました。また、上場企業を含む複数の企業において社外監査役を歴任され、企業経営の透明性確保やコンプライアンス遵守に関する豊富な指導経験を有しております。これまでの専門職としてのキャリア及び現職での経営管理の経験に鑑み、当社が今後事業を拡大し、ガバナンス体制をさらに強化していくにあたり、中立的な立場から適切な助言・監督を行っていただけると期待できるため、新たに監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 北田隆氏及び山田哲氏は、社外取締役候補者であります。
3. 由比茜氏は、新任の社外取締役候補者であり、同氏の戸籍上の氏名は館茜であります。
4. 北田隆氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。
5. 山田哲氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年5ヶ月となります。
6. 当社は、北田隆氏及び山田哲氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、当社は、由比茜氏の選任が承認された場合、同氏との間で上記と同様の契約を締結する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為等の一定の免責事由に該当する場合を除く。）。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 当社は、北田隆氏及び山田哲氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員として指定する予定であります。また、由比茜氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を独立役員として指定する予定であります。

第 4 号議案 補欠の監査等委員である取締役 1 名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役 1 名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
あゆかわ たくや 鮎川 拓弥 (1992年1月17日生)	2017年12月 弁護士登録 2019年 6 月 佐藤総合法律事務所入所（現任） （重要な兼職の状況） 佐藤総合法律事務所弁護士	—
【選任理由及び期待される役割の概要】 内部統制構築を含めたガバナンス全般から、M&A、資本政策、金融、個人情報保護やハラスメントなど、幅広くコーポレート業務全般に精通しており、弁護士として専門的な見地から適切な助言を行っていただけると期待できるため、社外取締役として適任であると判断し、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 鮎川拓弥氏は、佐藤総合法律事務所の弁護士であり、当社は同事務所との間で顧問契約を締結しておりますが、候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 鮎川拓弥氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 鮎川拓弥氏が監査等委員である社外取締役に就任することとなった場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第 1 項及び定款の規定に基づき、同法第423条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の 3 第 1 項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為等の一定の免責事由に該当する場合を除く。）。鮎川拓弥氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者 7 名及び監査等委員である取締役候補者 4 名の経験と、当社が特に期待する分野（スキルマトリックス）

氏 名	経験		当社が特に期待する分野										
	企業 経営	事業 運営	財務・ 会計	法務・ コンプ ライア ンス	リス ク マ ネ ジ メ ン ト	IR	情 報 セ キ ュ リ テ ィ	事業 企画	開発 技術	営業・ コンサ ルティ ング	業界 知見	海外 知見	サステ ナビリ ティ
相原 輝夫	●	●			●	●		●	●	●	●		●
近藤 功治		●						●	●	●	●		
長谷川 裕明		●					●	●	●	●	●		
宮川 力		●					●		●	●	●		
垣内 圭介		●						●	●	●	●		
矢澤 隆弘		●	●			●		●		●		●	●
松葉 香子 (社外取締役)		●			●		●	●			●	●	
山内 康司 (常勤監査等委員)				●	●								
北田 隆 (社外取締役) (監査等委員)	●		●		●								
山田 哲 (社外取締役) (監査等委員)	●										●		
由比 茜 (社外取締役) (監査等委員)	●	●	●	●	●								

※ 第 2 号議案及び第 3 号議案が原案どおり承認されますと、監査等委員である取締役 4 名（うち社外取締役 3 名）を含む取締役は、11 名（うち社外取締役 4 名）となります。なお、社外取締役 4 名全員は、独立役員となる予定です。

※ 上記の一覧表は各氏の経験などを踏まえ、当社が各氏に期待する分野を表しており、各氏の有する全ての知見を表すものではありません。

経験や、当社が特に期待する分野の項目の詳細は以下のとおりです。

【社内】	
企業経営	他社で取締役の経験を有し、企業経営にリーダーシップを発揮できる
事業運営	部長・室長・副部長・支店長などの経験を有し、マネジメントに精通するとともに、事業運営にリーダーシップを発揮できる
財務・会計	財務・会計業務の実務責任者の経験を有し、財務・会計に精通するとともに、中期経営計画や年度予算を軸に財務・会計戦略を立案できる
法務・コンプライアンス	法務・コンプライアンス業務の実務責任者の経験を有し、法務・コンプライアンスに精通するとともに、戦略法務や予防法務に対応できる
リスクマネジメント	リスクマネジメントの実務責任者の経験を有し、リスクマネジメントに精通するとともに、不正・不祥事の予防に寄与できる
IR	IR業務の実務責任者の経験を有し、IRに精通するとともに、機関投資家や個人投資家との対話を通じ、IR戦略を立案できる
情報セキュリティ	情報セキュリティの実務責任者の経験を有し、情報セキュリティに精通し、情報セキュリティ戦略を立案できる
事業企画	新たな事業を企画立案し起業化に向けた推進力とリーダーシップを発揮できる
開発技術	システム開発の実務責任者の経験を有し、システム開発に精通するとともに、将来のシステム開発の方向性を示すことができる
営業・コンサルティング	システム営業・コンサルティングの実務責任者の経験を有し、システム営業・コンサルティングに精通するとともに、将来のシステム営業・コンサルティングの方向性を示すことができる
業界知見	医療又はシステム業界に精通し、業界動向の変化を敏感に把握することができ、把握した業界動向を軸に経営戦略を立案できる
サステナビリティ	非財務価値に関する知識を有し、中長期的かつ持続可能な事業運営計画を立案できる
【社外】	
企業経営	他社で取締役の経験を有し、適切な助言ができる
財務・会計	公認会計士・税理士などの資格を有するか金融機関勤務経験など、高度な財務・会計の知見を有し、適切な助言ができる
リスクマネジメント	弁護士・公認会計士などの資格を有するか又は上場企業や大企業等にてリスクマネジメントの実務責任者の経験を有し、リスクマネジメントに精通するとともに、適切な助言ができる
事業企画	新たな事業の企画立案に関し、起業化に向けた適切な助言ができる
業界知見	医療又はシステム業界に精通するとともに、業界動向の変化を敏感に把握でき、適切な助言ができる
海外知見	国際業務に関する知見を広く有し、海外進出に関する事業戦略について適切な助言ができる

事業報告

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の状況

① 事業の経過及び成果

2025年の連結業績は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	2024年12月期	2025年12月期	増減額	増減率
売上高	5,841,379	6,109,941	268,561	4.6%
売上原価	2,287,952	2,124,961	△162,990	△7.1%
販売費及び 一般管理費	2,028,008	2,194,949	166,940	8.2%
営業利益	1,525,418	1,790,029	264,611	17.3%
経常利益	1,544,705	1,840,735	296,029	19.2%
親会社株主に帰属 する当期純利益	1,162,365	1,256,970	94,605	8.1%

当社グループは、企業理念である「価値ある技術創造で社会を豊かにする」を実現するために、医療用のソフトウェアや医療機器、行政組織のDXを推進するソリューションを中心とした製品・サービスを開発・提供しております。「新しい発想・技術の探求」を基に「モノ創りの喜びを感じられる研究開発」を推進し、「お客様の期待を上回り、社会の発展に貢献する製品」を提供することを、経営の基本方針として定めております。

また、当社グループは、サステナビリティに関する取り組みを一層強化しております。環境への取り組みとしては、カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト (CDP) の質問書への回答など、国内外のサステナビリティ関連イニシアティブへの対応を積極的に推進しております。2025年3月には従業員の健康増進や働きがいの向上に向けた取り組みが評価され、健康経営優良法人の認定を取得しております。こうした取り組みの成果として、当社はTIME誌及びStatista社が選出する「World's Best Companies in Sustainable Growth 2026」にランクインいたしました。今後も持続可能な成長と中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

■セグメント別の状況
《医療ビジネス》

(単位：千円)

	2024年12月期	2025年12月期	増減額	増減率
売上高	5,494,943	5,691,403	196,459	3.6%
営業利益	1,653,229	1,895,062	241,833	14.6%

医療ビジネスセグメントの主力製品は、医療機関のDXを支援する画像ファイリングシステム「Claio」や診療記事記載システム「C-Note」、文書作成システム「DocuMaker」です。従来のオンプレミス型製品に加え、病院DXを推進する患者案内アプリ「PiCls Medical Avenue」や電子トレーシングレポートサービス「PiCls AAdE-Report」など、クラウドサービスの拡充も図っております。

当連結会計年度では、病院案件80件、診療所案件150件の新規導入・追加導入及びシステム更新を実施し、当セグメントの経営成績は、売上高5,691,403千円（前年同期比3.6%増）、営業利益1,895,062千円（同14.6%増）となりました。増収増益の主な要因は、安定的なシステム更新需要と新規ユーザー獲得による増収、保守・クラウドサービスの拡大や高付加価値製品の構成比上昇及び仕入高の減少により原価率が低下したことで粗利率が改善し、収益性の向上が進んだことです。

大規模病院の収益向上やコスト削減を支援するクラウドサービス「PiCls」シリーズや、当社子会社であるフィッティングクラウド株式会社の生成AIを活用した医療文章生成ソリューション「CocktailAI」が高く評価され、通期での導入件数の増加につながりました。また、クリニックを対象としたクラウドベースのSaaS「DocuMaker Cloud」のユーザー数も増加し、無料から有料プランへの切り替え実績も出始めております。

現在厳しい経営環境に置かれている病院が多いなか、当社製品は医療現場に欠かせないシステム・サービスとして、当連結会計年度で99%以上の高い利用継続率を維持しています。また、当社のクリニック顧客の多くは経営状況が安定している診療科で構成されていることに加え、病院顧客においては急性期病院が中心であることから、安定した顧客基盤のもと堅実な事業運営を実現しております。

《公共ビジネス》

(単位：千円)

	2024年12月期	2025年12月期	増減額	増減率
売上高	289,548	355,184	65,635	22.7%
営業利益	101,202	109,897	8,695	8.6%

公共ビジネスセグメントの主力製品はSaaS型DXソリューションの「DocuMaker Office」です。公共機関・自治体向けには高機能かつ優れたUI/UXを持つ電子決裁・公文書管理システム、医療機関事務部門向けには業務の自動化を備えた事務書類作成管理、電子決裁システムで構成されています。

当連結会計年度では、自治体向けパッケージが16件、医療機関向けパッケージが4件稼働し、当セグメントの経営成績は、売上高355,184千円（前年同期比22.7%増）、営業利益109,897千円（同8.6%増）となりました。増収増益の主な要因は、導入数及び稼働施設数の増加によるものです。売上の増加が人件費などのコスト増加を吸収し、引き続き高い収益性を維持しております。

自治体向けパッケージは、県庁などへの導入実績が好材料となり、第4四半期に直販案件4件及び代理店案件4件を受注しました。第3四半期に受注した東京23区内の自治体案件についても鋭意導入を進めております。営業活動にも精力的に取り組み、当社の得意とするプロポーザル案件を含め次年度及び次々年度の新規案件の商談が複数進行しております。既存システムのリプレイスを検討する自治体やシステム未導入の自治体も多く、市場機会は豊富です。ニーズのある自治体に対し、効率的な営業活動を通じて提案を進めることで、今後も着実に案件数を積み上げ、事業拡大を図ってまいります。

サービス開始以来、自治体向けパッケージは累計55件、医療機関向けパッケージは累計13件が稼働し、総利用者数は約48,000人に達しています。サービス開始以来の解約数は0件であり、昨年に引き続き順調に顧客基盤を築いております。当社の提案力及び製品力が高く評価されていることから、今後も着実に案件数は増加し、事業規模も拡大していく見込みです。

《ヘルステックビジネス》

(単位：千円)

	2024年12月期	2025年12月期	増減額	増減率
売上高	56,887	63,353	6,466	11.4%
営業損失（△）	△229,013	△214,930	14,082	-

ヘルステックビジネスセグメントの主力製品は、視線分析型視野計「GAP」（注1）及び「GAP-screener」（注2）です。

「GAP」及び「GAP-screener」は、従来の検査手法とは全く異なるアプローチを用いて視野を測定することで可用性を高めた、安価で画期的なウェアラブルデバイスであり、初期の自覚症状に乏しい緑内障などの網膜疾患の早期発見率の向上に寄与します。本製品はこれまで検査の際に必須であった暗所の確保を不要とし、検査時間の短縮や患者の負担軽減を実現しました。更に、健診施設での利用を通じて網膜疾患初期の視野データを取得・分析し、それらを国内外の研究開発機関と共有することで、製薬や生命保険領域など様々なフィールドでの技術・サービス革新への寄与が期待されます。

当連結会計年度では、製品販売台数は58台となりました。これにより、当セグメントの経営成績は、売上高63,353千円（前年同期比11.4%増）、営業損失214,930千円（前年同期は営業損失229,013千円）となりました。海外向けの出荷が売上高の伸長に寄与した一方で、医療機器申請の準備が進むMCI（軽度認知障害）検査装置の開発費や、医療バイタルデータのAIアナリティクスチームの拡充による人件費の増加など、先行投資を強化したため、利益面では足踏みする形となりました。

販売体制においては、全国各地の眼科医療機器販売代理店を通じ、眼科病院・クリニックへ向けては「GAP」を販売するとともに、健診施設へ向けては「GAP-screener」を販売しています。

国内向けには健康診断施設への営業に強みを持つキャノンメドテックサプライ社（本社：神奈川県）と代理店契約を締結し、販売代理店の拡充による販売体制を強化いたしました。また、利便性とサポート体制の向上を目的に保守プランの提供を開始したほか、各販売代理店に対するインセンティブプランを導入し、販売促進体制の充実を図っております。海外販売代理店の数は、アジアや南米地域を含む72社まで拡大したことから、次年度以降も段階的な拡販が期待されます。

また、当社は2025年9月30日付で、内閣府より次世代医療基盤法（注3）に基づく「認定医療情報等取扱受託事業者」として正式に認定されました。本認定に基づき、医療データの利活用を本格的に推進することを目的として、ヘルステックビジネスセグメント内に「医療データプラットフォーム事業」を立ち上げ、2025年11月1日より事業を開始いたしました。本事業は、医療機関が保有する診療データを安全に匿名加工・仮名加工処理したうえで収集・統合し、医療研究機関や企業による研究開発、創薬支援、政策立案などに活用できる環境を提供支援するものです。実臨床を反映した高付加価値な医療データの利活用を通じ、医療分野における研究開発の高度化及び効率化に貢献することを目指しております。

同時に、次世代医療基盤法に基づく医療データの安全な利活用を推進するため、当社はデータ利用者が安全にデータを活用できるビジティング環境（注4）の整備を進めており、2026年3月の完成を目指しております。

今後は、既存の医療ビジネス及びヘルステックビジネスとの連携を通じ

て、医療情報の管理から利活用支援までを一貫して担う体制の構築を進め、医療データ利活用分野における事業基盤の強化を図ってまいります。

- (注1) GAP：ゲイズ・アナライジング・ペリメーター、医療機器製造販売届出番号 38B2X10003000002
- (注2) GAP-screener：ゲイズ・アナライジング・ペリメーター、医療機器製造販売届出番号 38B2X10003000003
- (注3) 次世代医療基盤法：正式名称「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律」。診療・身体情報を含む患者の個人情報を、個人が特定できないまで加工したうえで新薬開発や研究・治験等への二次利用を可能とする、医療データの利活用を推進するため制定された法律
- (注4) ビジティング環境：次世代医療基盤法において、利用者が必要なデータへアクセスし利用するために、クラウド上に構築される安全な環境のこと

② 設備投資の状況

当連結会計年度において重要な設備投資、設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 38 期 (2022年12月期)	第 39 期 (2023年12月期)	第 40 期 (2024年12月期)	第 41 期 (2025年12月期) (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	4,541,242	5,191,735	5,841,379	6,109,941
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	722,779	1,059,140	1,162,365	1,256,970
1株当たり当期純利益 (円)	28.21	41.31	45.30	50.07
総 資 産 (千円)	4,980,780	5,934,285	6,684,103	6,807,858
純 資 産 (千円)	4,042,937	4,845,360	5,607,191	5,467,095
1株当たり純資産額 (円)	157.63	188.67	218.24	222.91

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 38 期 (2022年12月期)	第 39 期 (2023年12月期)	第 40 期 (2024年12月期)	第 41 期 (2025年12月期) (当事業年度)
売 上 高 (千円)	4,487,352	5,153,469	5,800,482	5,930,949
当 期 純 利 益 (千円)	737,639	1,028,077	1,115,004	1,206,962
1株当たり当期純利益 (円)	28.79	40.10	43.45	48.08
総 資 産 (千円)	5,146,346	6,057,614	6,767,531	6,764,848
純 資 産 (千円)	4,201,464	4,970,533	5,686,819	5,475,282
1株当たり純資産額 (円)	163.98	193.81	221.52	224.32

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
フィッティングクラウド株式会社	10,000千円	70.0%	クラウドを利用したITサービスの提供

(4) 対処すべき課題

当社グループは、以下の課題に取り組み、これを高い次元で実践していくことによって、経営理念である「価値ある技術創造で社会を豊かにする」を実現いたします。

① 事業強化と企業価値向上のための人材の確保

当社は、競争力の源泉は製品力であり、その製品力は、事業領域全般に関する深い知識と現場のニーズを把握する情報収集力、それらを基に早期に製品化する高い開発力にあると考えております。現段階において開発部門のスタッフが不足している状況にはないものの、新卒・中途採用を問わず、高いスキルと使命感を持った優秀な人材の確保に努めてまいります。営業サイドにおいても、事業拡大のスピードに合わせた適切な規模での採用が不可欠であるとの認識に立ち、事業領域全般に関する知識やスキルをバランス良く併せ持つ人材の確保に引き続き取り組んでまいります。

② 隣接領域への進出

i クラウドサービスの提供と開発

当社は創業以来、院内情報システムを中心に全国の医療機関へ製品導入を実施し、事業拡大をしてまいりましたが、今後は医療に付随する外部サービスとの連携や、医療コミュニティの形成にも注力いたします。医療領域のデジタル化を推進することで環境負荷の軽減に寄与するとともに、クラウドソリューションの提供を通じ、医療機関や患者のみならず薬局や行政、電子決済など、様々なヒト・モノ・サービスを包括的に繋ぎ合わせ、一連の診療サイクルの利便性・効率性の向上を実現いたします。

ii 医療機器の海外展開

当社はこれまで、日本国内の医療機関へのシステム提供を通じて安定的に事業を維持・拡大してまいりました。今後の更なる成長には欠かせない海外展開を本格化すべく、当社開発の医療機器である視線分析型視野計「GAP」について、2023年12月よりEU地域での販売を開始し累計約150台が出荷されました。引き続き海外展開を推進するにあたり、各国薬事承認の取得へ向けた取り組みを進め、プロジェクトを精度高く運用することで、事業規模の段階的な拡大・高収益化を目指してまいります。

iii 電子カルテデータの利活用

当社は2025年9月30日付で、次世代医療基盤法に基づく「認定医療情報等取扱受託事業者」の認定を内閣府より取得するとともに、ヘルステックビジネス内に「医療データプラットフォーム事業」を設立いたしました。医療機関の診療データを安全に匿名加工・仮名加工処理のうえで

収集・統合し、医療研究機関や企業による研究開発・創薬支援、国や自治体の政策立案などに活用できる環境を提供支援する体制を順次整えております。医療データの活用基盤を社会に実装し、医療情報分野でのリーディングカンパニーとしての地位を更に強化すべく、様々なプロジェクトを進めてまいります。

③ サステナブルな経営の推進

当社は、公益性の高いビジネスに携わる事業体として、社会への責務を果たすことを重視いたします。国連が提唱するSDGsの実現に向けて積極的に取り組むと同時に、法令や社会的要請に適応したコーポレートガバナンス体制のもと、環境保護や社会的要請に配慮した事業活動や、持続可能な社会の構築に関連した外部取り組みのサポートを通じ、豊かな社会の創造に貢献いたします。

④ 情報セキュリティ対策の更なる強化

当社グループは医療機関の患者情報や行政の公文書情報など、高いセキュリティレベルにて適切に管理されるべき情報を多く取り扱っております。

一切の情報を損失、誤用や改変、そして破損から保護するために、物理的、技術的、管理的セキュリティ対策を継続して実施し、2012年8月には情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）を取得いたしました。日本産業規格である個人情報保護マネジメントシステム - 要求事項（JIS Q 15001）に準拠した個人情報保護マネジメントシステムを構築し社内体制の強化を図ると同時に、従業員への教育や啓蒙も随時行い、管理体制を強化しております。

また、昨今はサイバー攻撃の頻度が高まると同時にその手口も巧妙化し、組織運営に大きな影響を与える事件も頻発しています。医療機関や行政組織のサイバーセキュリティやリスクコンサルティングサービスに対する需要が高まる中で、当社は引き続き最適なセキュリティ対策を顧客へ提供し、サイバーレジリエンスの向上をサポートいたします。

（５）主要な事業内容（2025年12月31日現在）

当社グループは、医療ビジネス、公共ビジネス、ヘルステックビジネスの3区分を主たる業務としております。各事業の内容は以下のとおりです。

医療ビジネス	医療システムの開発販売及びコンサルティング、医療データ集積・解析
公共ビジネス	公文書管理・決裁システムを中心としたDXソリューションの開発販売
ヘルステックビジネス	医療機器の開発販売、医療データの加工・分析

(6) 主要な営業所 (2025年12月31日現在)

① 当社

本	社	東京都千代田区
支	社	四国支社 (愛媛県松山市)
支	店	大阪支店 (大阪市中央区) 福岡支店 (福岡市中央区) 札幌支店 (札幌市北区) 那覇支店 (沖縄県那覇市) 京都支店 (京都市中京区) 新潟支店 (新潟市中央区) 鹿児島支店 (鹿児島県鹿児島市)

② 子会社

フィッティングクラウド株式会社

本	社	京都市中京区
---	---	--------

(7) 使用人の状況 (2025年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
325名	14名増

(注) 使用人数は就業員数であります。臨時雇用者 (パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員) は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
318名	13名増	40.2歳	8.0年

(注) 使用人数は就業員数であります。臨時雇用者 (パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員) は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 78,336,000株
- ② 発行済株式の総数 26,608,800株 (自己株式2,068,065株を含む)
- ③ 株主数 4,337名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
相原 輝夫	7,707,600株	31.41%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,890,300株	11.78%
みずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託0700068	1,440,000株	5.87%
みずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託0700067	1,440,000株	5.87%
株式会社愛媛銀行	967,200株	3.94%
竹村 敬司	959,600株	3.91%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040 常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部	884,000株	3.60%
CACEIS BANK/QUINTET LUXEMBOURG SUB AC / UCITS CUSTOMERS ACCOUNT 常任代理人 香港上海銀行東京支店	549,400株	2.24%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	347,900株	1.42%
SCBHK AC LIECHTENSTEINISCHE LANDESBANK AG 常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行	275,000株	1.12%

(注) 1. 持株比率は、自己株式 (2,068,065株) を控除して算出しております。

2. 当社が2015年10月29日開催の取締役会において、「株式給付信託 (J-ESOP)」を導入することを決議したことに伴い、「資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口) (現: 株式会社日本カストディ銀行 (信託E口))」が2015年11月13日から2015年11月26日までの間に当社株式194,200株を取得しております。なお、2025年12月31日現在において株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式132,200株は、上記の自己株式数には含まれておりません。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
当事業年度中に職務の執行の対価として交付された株式は、取締役4名 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) に対し、10,696株です。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として
交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権
の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2025年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	相 原 輝 夫	事業戦略室長 フィッティングクラウド株式会社取締役 EMC Healthcare株式会社取締役
取 締 役	近 藤 功 治	医療ソリューション部長
取 締 役	長谷川 裕 明	コンサルティング部長
取 締 役	宮 川 力	情報セキュリティ室長
取 締 役	垣 内 圭 介	病院ソリューション部長
取 締 役	小 野 明	公開経営指導協会理事
取 締 役 (常勤監査等委員)	山 内 康 司	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	北 田 隆	公認会計士北田隆事務所所長 大倉工業株式会社社外取締役（監査等委員）
取 締 役 (監 査 等 委 員)	山 田 哲	株式会社ジェイ・トップ代表取締役

- (注) 1. 取締役小野明氏並びに取締役（監査等委員）北田隆氏及び山田哲氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）北田隆氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、山内康司氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役小野明氏並びに取締役（監査等委員）北田隆氏及び山田哲氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為等の一定の免責事由に該当する場合には填補の対象としないこととしております。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、イ. 内において同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、2023年2月13日開催の取締役会において、一部改定を決議しております。

なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、「取締役の報酬等の決定方針」に従って、取締役会が人事報酬委員会に原案を諮問し、委員会の答申を踏まえ、取締役会で決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、次のとおりです。

i 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセティブとして機能するよう、株主利益に連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役及び監査等委員である取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

ii 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月額固定報酬とし、当社の業績、役位、職責、在任年数などを総合的に勘案のうえ、人事報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で決定するものとする。

ただし、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員である取締役の協議で決定する。

基本報酬は、「職責を果たすこと」への対価として、また、生活基盤の安定を図るために固定報酬とし、12で割った金額を、毎月末日に金銭にて支払うこととする。

なお、基本報酬の見直しは毎年4月までに行い、見直し後の基本報酬は4月支給分より適用する。

iii 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とする。譲渡制限付株式は原則毎年、付与することとする。なお、これらの非金銭報酬等の株数などは、当社の業績、役位、職責、在任年数などを総合的に勘案のうえ、人事報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で決定するものとする。

- iv 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社の業績水準及び当社と同種類、同規模である他社をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、人事報酬委員会において検討を行う。取締役会は人事報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬案を踏まえ、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。なお、報酬の種類別の割合については、常勤取締役の場合、原則金銭報酬を8割から9割程度、非金銭報酬を1割から2割程度とし、当社の業績、役位、職責、在任年数などを総合的に勘案のうえ、人事報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で決定するものとする。

- v 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会が人事報酬委員会に原案を諮問し、委員会の答申を踏まえ、取締役会で決定するものとする。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	87,267 (8,004)	81,054 (8,004)	6,213 (-)	6 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	16,320 (9,000)	16,320 (9,000)	- (-)	3 (2)
合 計 （うち社外役員）	103,587 (17,004)	97,374 (17,004)	6,213 (-)	9 (3)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まれておりません。
2. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。なお、対象取締役に対する報酬として支給する金銭報酬債権の総額は年額100,000千円以内とし、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の間に発行又は処分される普通株式の総数は年100,000株以内であります。また、対象取締役とは、本割当株式の払込期日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間、本制度に基づき発行又は処分を受けた普通株式について、譲渡等の処分を行うことができない旨の契約を締結しております。
3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年3月29日開催の第31回定時株主総会において、年額150,000千円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は6名であります。

上記の報酬限度額とは別枠で、2023年3月28日開催の第38回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額として年額100,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の対象取締役の員数は4名であります。

4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年3月29日開催の第31回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は5名であります。

⑤ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・社外取締役小野明氏は、公開経営指導協会理事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・社外取締役（監査等委員）北田隆氏は、公認会計士北田隆事務所所長及び大倉工業株式会社社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・社外取締役（監査等委員）山田哲氏は、株式会社ジェイ・トップ代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 小 野 明	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。 同氏は、国際業務に関する幅広い知見を有しており、当社の海外展開について助言・提言を行っております。また、当社の経営方針の決定やガバナンス体制の在り方等についても意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役（監査等委員） 北 田 隆	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査等委員会16回の全てに出席いたしました。 同氏は、公認会計士としての専門的見地から、財務、会計全般に対し意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、当社の経理システム、会計方針並びに内部統制等について適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 山 田 哲	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査等委員会16回の全てに出席いたしました。 同氏は、医療機関における長年の業務経験による専門知識と介護事業の会社経営者としての幅広い見識に基づき、当社の経営方針の決定やガバナンス体制の在り方等について意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、当社の経営全般について適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人の間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績の分析、評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役及び使用人は、高い倫理感と良心をもって職務遂行にあたり、法令及び社内諸規程を遵守するとともに社会規範に沿った責任ある行動をとることを周知徹底いたしております。また、法令違反、社内諸規程上疑義のある行為等につきましては、その情報を直接提供することのできる内部通報制度を整備し、より実体のある統制制度の充実に努めております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役は、業務に係る株主総会議事録、取締役会議事録等の重要な情報を社内規程に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に保存・管理しております。また、その他の取締役の職務執行に関する重要な情報・文書等に関しては文書管理規程に基づき適切に保存及び管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、各部門に付与された権限の範囲内において、また会社横断的なリスクについては管理部においてリスクを管理し、リスクの発生を未然に防止するべく必要な諸施策を講じ、調査・審議を行った上で、事業リスクの排除及び軽減を図っております。万が一会社全体に重大な影響を及ぼすリスクが発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする経営レベルのリスク対策本部を設置し、迅速かつ的確な対応を実施するべく体制を整備しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会の効率性及び適切性を確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めております。取締役会では、監視、監督及び業務執行をより適切に実施するために、代表取締役・業務執行取締役・執行役員に業務を執行させ、業務執行の決定を委任した事項については、社内諸規程に定める機関又は手続きにより必要な決定を行っております。なお、規程については、法令の改廃・職務執行の効率化に必要な場合は、原則取締役会にて適宜見直しを行っております。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社子会社を「グループ会社管理規程」に基づき管理・運営しております。

当社子会社に対しては、当社の内部監査室による監査を義務づけております。

当社及び当社グループに影響を及ぼす重要な事項については、当社の取締役会審議の前に、経営会議において多面的な検討を図る体制としております。

当社は、子会社の取締役等の職務の執行に係る当社への報告に関する体制として、重要な案件に関する事前協議等、定期及び随時に当社へ報告させるものとしており、経営上の重要な事項については、「グループ会社管理規程」に定める事項に基づき、子会社に対し事前に当社の取締役会へ付議させるよう義務づけております。

監査等委員は、監査等委員自ら又は監査等委員会を通じて当社子会社の監視・監査を効率的かつ適正に行えるよう会計監査人及び当社内部監査室との密接な連携等の確な体制を構築しております。

⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

当社は、監査等委員会が職務を補助すべき使用人を置いた場合、監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性を確保するため、使用人の職務執行においては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及びその他の使用人等の指揮命令に服さないこととするともに、補助業務を行う使用人の人事異動、評価、懲戒は、監査等委員会の同意を要する等、独立性確保のための必要な措置を講じる体制を整備しております。また、監査等委員会の適正な職務の遂行を確保するため、監査等委員会の要望に応じて内部監査部門に補助業務を行わせ得る体制を整えております。

⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、代表取締役及び業務執行取締役は、取締役会において、随時その担当する業務執行及び当社グループの重要事項の報告を行うものとしております。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等は、法令等の違反行為等、当社及び当社グループに重大な損害を及ぼすおそれのある事実が発見された場合は、直ちに監査等委員会に対して報告を行うものとしております。

当社子会社の取締役、監査役及び使用人等は、法令等の違反行為等、当社グループに重大な損害を及ぼすおそれのある事実が発見された場合は、直ちに監査等委員会に対して報告を行うものとしております。

また、財務報告に係る内部統制の状況や会計基準等についても、監査等委員会の説明の要望に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が適切に対応できる体制を整備しております。加えて、監査等委員会へ報告した者が、当該報告をしたことを理由として人事上の不利な扱いを受けないようにいたしております。

⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会は、重要な会議への参加のほか、内部統制の実効性に関する監査や内部監査への立会い及び監査法人との意見交換や監査結果の聴取等を実施し、監査の充実を図っております。また、監査等委員が職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の請求をしたときは、監査等委員会の職務に必要でないと認められる場合を除き、当社がこれを負担しております。

⑨ 反社会的勢力排除に対する体制

当社及び当社グループは、反社会的勢力との取引や支援を含む一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求に対しては屈せず、経営活動に対する妨害や誹謗中傷等の被害を受けた場合は、警察等関連機関と連携し、毅然とした対応を行います。また、反社会的勢力との取引等を予防ないし牽制すべく、暴力団排除条項をもって関係等を拒絶する旨定め、役員・使用人に対して定期的に教育を実施することにより周知徹底いたしております。

（２）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の内部統制システムの整備を行い、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクについて検討しております。それらにより、必要に応じて、社内諸規程及び業務の見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させております。また、常勤監査等委員は、監査の他、管理職者の面談や社内の重要な会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備しております。内部監査室も内部監査の定期的な実施により、日々の業務が法令・定款、社内規程等に違反していないかを検証しております。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、革新的な製品力と高度なコンサルティング能力により市場での地位を確立していくことで、企業価値を最大化していきたいと考えております。その実現に向けて、必要な投資を継続していくための内部留保の維持拡大を図りつつ、当社の経営成績、財政状態及び事業計画の達成度等を総合的に判断し、配当を実施する方針です。

期末及び中間の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針とし、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会において剰余金の配当ができる旨を定款に定めております。なお、期末及び中間配当のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨定款に定めております。

2025年12月期の期末配当につきましては、業績及び今後の事業展開等を勘案し、1株当たり14.00円とする配当案に決定いたしました。

これにより、当期の年間配当額は、1株当たり8.00円の間中間配当金と合わせて1株当たり22.00円となります。

内部留保資金は、優秀な人材の確保や事業成長の基盤である販売目的のソフトウェア資産の充実のために有効活用し、長期的に株主に利益を還元する体制の構築に努めてまいります。

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,743,671	流 動 負 債	1,026,550
現金及び預金	1,678,886	買 掛 金	36,090
受 取 手 形	6,077	未 払 金	127,991
売 掛 金	948,048	未 払 法 人 税 等	345,067
契 約 資 産	838,976	そ の 他	517,400
商 品 及 び 製 品	164,166	固 定 負 債	314,213
仕 掛 品	7,232	株式給付引当金	314,130
原材料及び貯蔵品	19,964	そ の 他	83
そ の 他	80,320		
固 定 資 産	3,064,186	負 債 合 計	1,340,763
有 形 固 定 資 産	85,981	純 資 産 の 部	
建 物	45,254	株 主 資 本	5,482,962
そ の 他	40,727	資 本 金	254,259
無 形 固 定 資 産	299,571	資 本 剰 余 金	225,785
ソ フ ト ウ ェ ア	299,227	利 益 剰 余 金	6,755,228
そ の 他	344	自 己 株 式	△1,752,311
投資その他の資産	2,678,633	その他の包括利益累計額	△42,005
投 資 有 価 証 券	2,217,610	その他有価証券評価差額金	△42,005
敷 金	167,827	非 支 配 株 主 持 分	26,138
繰 延 税 金 資 産	281,580		
そ の 他	11,615	純 資 産 合 計	5,467,095
資 産 合 計	6,807,858	負 債 純 資 産 合 計	6,807,858

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	6,109,941
売 上 原 価	2,124,961
売 上 総 利 益	3,984,979
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,194,949
営 業 利 益	1,790,029
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	48,382
受 取 ロ イ ヤ リ テ イ	1,660
そ の 他	2,662
営 業 外 費 用	
自 己 株 式 取 得 費 用	1,999
そ の 他	1
経 常 利 益	1,840,735
特 別 損 失	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	56,700
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	1,784,035
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	560,226
法 人 税 等 調 整 額	△54,593
当 期 純 利 益	1,278,403
非支配株主に帰属する当期純利益	21,432
親会社株主に帰属する当期純利益	1,256,970

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	254,259	227,222	5,907,136	△771,816	5,616,802
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△408,878		△408,878
親会社株主に帰属 する当期純利益			1,256,970		1,256,970
自己株式の取得				△999,947	△999,947
自己株式の処分		△1,437		19,452	18,015
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	△1,437	848,092	△980,494	△133,839
当 期 末 残 高	254,259	225,785	6,755,228	△1,752,311	5,482,962

	その他の包括利益累計額 その他有価証券 評価差額金		非支配株主 持 分	純資産合計
	その他の包括利益累計額 その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	△14,317	△14,317	4,706	5,607,191
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△408,878
親会社株主に帰属 する当期純利益				1,256,970
自己株式の取得				△999,947
自己株式の処分				18,015
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△27,688	△27,688	21,432	△6,256
当 期 変 動 額 合 計	△27,688	△27,688	21,432	△140,096
当 期 末 残 高	△42,005	△42,005	26,138	5,467,095

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- | | |
|------------|-----------------|
| ・ 連結子会社の数 | 1 社 |
| ・ 連結子会社の名称 | フィッティングクラウド株式会社 |

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ・ 持分法を適用した関連会社の数 | 1 社 |
| ・ 持分法を適用した関連会社の名称 | EMC Healthcare株式会社 |

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社であるフィッティングクラウド株式会社の決算日は3月31日であります。
連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- | | |
|-----------------|--|
| ・ その他有価証券 | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 |
| 市場価格のない株式等以外のもの | 移動平均法による原価法を採用しております。 |
| 市場価格のない株式等 | |

ロ. 棚卸資産

- | | |
|------------------|--|
| ・ 商品及び製品、仕掛品、原材料 | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。 |
| ・ 貯蔵品 | 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。 |

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～18年
車両運搬具	2～4年
工具、器具及び備品	2～15年

ロ. 無形固定資産

- | | |
|-----------------|--|
| ・ 市場販売目的のソフトウェア | 見込販売数量に基づく償却額と、販売可能見込期間（2年以内）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上しております。 |
| ・ 自社利用のソフトウェア | 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 |

③ 重要な引当金の計上基準

株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

イ. ソフトウェア

画像ファイリングシステム「Claio」や文書管理システム「DocuMaker」などの医療システム及び自治体・公社等をメインターゲットとする文書管理システム「DocuMaker Office」など、自社開発のソフトウェアの販売に係る取引であります。ソフトウェアについては、システム導入の進捗に従って履行義務が充足されていくものと判断しております。そのため、期間のごく短い契約を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定期間にわたり収益を認識しております。進捗度の見積りについては、見積原価総額に対する実際発生割合（インプット法）により算出しております。

なお、期間のごく短い契約は、検収日の一時点で収益を認識しております。

ロ. ハードウェア

当社グループの製品であるソフトウェアの販売に付随して発生する、サーバやPCなど市販のハードウェア製品等の販売に係る取引であります。製品等の販売については、製品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

ハ. サポート

ソフトウェアの新規導入後、継続して提供する保守サービス等に係る取引であります。当社グループの製品は医療機関にあっても自治体等においても重要な情報を管理することが多いことから、ユーザーと保守契約を締結しております。この契約に基づき、契約期間にわたってサービスを提供する義務があるため、契約に定められたサービス提供期間で義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受すると考えられることから、契約に定められたサービス提供期間にわたり収益を認識しております。

ニ. その他

受託開発、SE作業等に係る取引であります。当社グループは、医療及び医療システムに関する知識やノウハウ、経験を活かし、受託開発やSE作業等を請け負うことがあります。受託開発等については、作業の進捗に従って履行義務が充足されていくものと判断しております。そのため、期間のごく短い契約を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定期間にわたり収益を認識しております。進捗度の見積りについては、見積原価総額に対する実際発生割合（インプット法）により算出しております。

なお、期間のごく短い契約は、検収日の一時点で収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

譲渡制限付株式報酬制度

当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の取締役及び執行役員に支給した報酬等については、対象勤務期間にわたって費用処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

原価総額の見積りに基づくインプット法による収益認識

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

インプット法に基づく売上高	1,775,955千円
---------------	-------------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、一定の期間にわたり充足される履行義務について、期間のごく短い契約を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。進捗度の見積りについては、見積原価総額に対する実際発生原価の割合に基づくインプット法を使用しております。

見積原価総額の算出にあたって用いられる業務に係る作業工数等は、一定の不確実性を伴うため、業務内容の変更や追加業務の発生等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 流動負債「その他」に含まれる契約負債

172,542千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

176,690千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 26,608,800株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年3月27日 定時株主総会	普通株式	206,494	8.00	2024年12月31日	2025年3月28日
2025年8月13日 取締役会	普通株式	202,384	8.00	2025年6月30日	2025年9月12日

(注) 2025年3月27日定時株主総会決議の「配当金の総額」には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式（自己株式）に対する配当金1,120千円が含まれております。

2025年8月13日取締役会決議の「配当金の総額」には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式（自己株式）に対する配当金1,082千円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年3月26日 定時株主総会	普通株式	343,570	利益剰余金	14.00	2025年12月31日	2026年3月27日

(注) 2026年3月26日定時株主総会決議の「配当金の総額」には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式（自己株式）に対する配当金1,850千円が含まれております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については、事業計画に基づき必要な資金を、その資金の性格に応じて最適な方法により調達する方針であります。なお、デリバティブ取引や投機的な取引は行わない方針であり、今後、リスク回避のためにデリバティブ取引を行う必要が生じた場合には、規程等の整備を行った上で実行する方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に債券及び株式であり、債券は市場価格の変動リスクに、株式は非上場株式で発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、全て1年以内の支払期日であります。また、買掛金は、流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程及び与信管理規程に従い、営業債権について管理部門が取引先等の状況を定期的にモニタリングするとともに、取引相手ごとに期日及び残高を管理し、担当部門と連携することで回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券の債券は、資金運用規程に従い、格付の高い商品のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。株式は、取引先の財務状況等をモニタリングしており、取引先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、投資有価証券について定期的にモニタリングを行っております。債券は、時価や格付について定期的に情報を入手し保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、管理部門が月次に資金繰状況を管理するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
敷金	167,827	164,155	△3,671
投資有価証券	2,060,480	2,060,480	—
資産計	2,228,307	2,224,635	△3,671

(注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、上記表中に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（千円）
非上場株式	157,130

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,678,886	—	—	—
受取手形	6,077	—	—	—
売掛金	948,048	—	—	—
敷金	23,037	144,790	—	—
合計	2,656,049	144,790	—	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	—	2,060,480	—	2,060,480
合計	—	2,060,480	—	2,060,480

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	164,155	—	164,155
合計	—	164,155	—	164,155

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

当社が保有している債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

敷金

敷金の時価については、回収時期を合理的に見積もった期間に応じたりスクフリーレートで、回収予定額を割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	医療ビジネス	公共ビジネス	ヘルステック ビジネス	
収益認識の時期				
一時点で認識する収益	2,168,959	69,478	51,535	2,289,973
一定期間にわたり認識する収益	3,522,443	285,705	11,818	3,819,967
顧客との契約から生じる収益	5,691,403	355,184	63,353	6,109,941
外部顧客への売上高	5,691,403	355,184	63,353	6,109,941

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	医療ビジネス	公共ビジネス	ヘルステック ビジネス	
サービスの種類別				
ソフトウェア	2,959,928	354,491	-	3,314,419
ハードウェア	420,569	693	-	421,262
サポート	1,710,620	-	-	1,710,620
その他	600,284	-	63,353	663,637
顧客との契約から生じる収益	5,691,403	355,184	63,353	6,109,941
外部顧客への売上高	5,691,403	355,184	63,353	6,109,941

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	869,953
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	954,126
契約資産 (期首残高)	680,224
契約資産 (期末残高)	838,976
契約負債 (期首残高)	129,672
契約負債 (期末残高)	172,542

契約資産は、主にソフトウェア及び受託開発等について、期末日現在で進捗度に基づいて認識した収益にかかる未請求の対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当連結会計年度において、契約資産の増減は主として年度をまたぐソフトウェア及び受託開発等の増加、大型案件の発生により生じたものであります。

契約負債は、主に、一定の期間にわたり収益を認識する顧客との保守サービス等について、顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度において認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は117,884千円であります。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において、残存履行義務に配分した取引価格の総額は1,603,100千円であります。当社及び連結子会社は、当該残存履行義務について、概ね5年以内に収益を認識することを見込んでおります。なお、当該残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたっては実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 222円91銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 50円07銭 |

1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式132,200株を含めております。

また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式の期中平均株式数135,041株を含めております。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

（株式給付信託（J-ESOP）に関する事項）

当社は、2015年10月29日開催の取締役会において、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して市場から購入した自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」を導入することを決議しております。

この導入に伴い、2015年11月13日から2015年11月26日までの間に資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）（現：株式会社日本カストディ銀行（信託E口））が当社株式194,200株を取得しております。

当該株式給付信託に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じて、信託の資産及び負債を企業の資産及び負債として貸借対照表上に計上する総額法を適用しております。

2025年12月31日現在において株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する自己株式は、連結貸借対照表の純資産の部に自己株式として表示しており、計上額は101,983千円、株式数は132,200株であります。

貸 借 対 照 表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,608,449	流 動 負 債	975,352
現金及び預金	1,669,320	買 掛 金	36,090
受 取 手 形	6,077	未 払 金	118,707
売 掛 金	943,177	未 払 費 用	86,877
契 約 資 産	700,370	未 払 法 人 税 等	316,999
商 品 及 び 製 品	164,166	未 払 消 費 税 等	128,305
仕 掛 品	7,232	前 受 金	171,346
原材料及び貯蔵品	19,964	預 り 金	117,026
前 払 費 用	58,666	固 定 負 債	314,213
そ の 他	39,474	株 式 給 付 引 当 金	314,130
固 定 資 産	3,156,399	そ の 他	83
有 形 固 定 資 産	85,398	負 債 合 計	1,289,566
建 物	45,254	純 資 産 の 部	
車 両 運 搬 具	1,283	株 主 資 本	5,517,288
工具、器具及び備品	38,860	資 本 金	254,259
無 形 固 定 資 産	299,571	資 本 剰 余 金	225,785
ソ フ ト ウ ェ ア	299,227	資 本 準 備 金	224,259
そ の 他	344	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,526
投 資 そ の 他 の 資 産	2,771,429	利 益 剰 余 金	6,789,554
投 資 有 価 証 券	2,217,610	そ の 他 利 益 剰 余 金	6,789,554
関 係 会 社 株 式	7,000	繰 越 利 益 剰 余 金	6,789,554
敷 金	167,827	自 己 株 式	△1,752,311
長 期 前 払 費 用	9,145	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△42,005
繰 延 税 金 資 産	367,377	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△42,005
そ の 他	2,469	純 資 産 合 計	5,475,282
資 産 合 計	6,764,848	負 債 純 資 産 合 計	6,764,848

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		5,930,949
売 上 原 価		2,091,386
売 上 総 利 益		3,839,563
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,156,437
営 業 利 益		1,683,125
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,470	
有 価 証 券 利 息	44,879	
そ の 他	5,928	54,278
営 業 外 費 用		
自 己 株 式 取 得 費 用	1,999	
そ の 他	1	2,000
経 常 利 益		1,735,403
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	56,700	56,700
税 引 前 当 期 純 利 益		1,678,703
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	530,693	
法 人 税 等 調 整 額	△58,952	471,741
当 期 純 利 益		1,206,962

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から)
(2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資金 本剰余金	資本剰余 金合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計
当 期 首 残 高	254,259	224,259	2,963	227,222	5,991,471	5,991,471
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△408,878	△408,878
当 期 純 利 益					1,206,962	1,206,962
自 己 株 式 の 取 得						
自 己 株 式 の 処 分			△1,437	△1,437		
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△1,437	△1,437	798,083	798,083
当 期 末 残 高	254,259	224,259	1,526	225,785	6,789,554	6,789,554

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△771,816	5,701,136	△14,317	△14,317	5,686,819
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△408,878			△408,878
当 期 純 利 益		1,206,962			1,206,962
自 己 株 式 の 取 得	△999,947	△999,947			△999,947
自 己 株 式 の 処 分	19,452	18,015			18,015
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			△27,688	△27,688	△27,688
当 期 変 動 額 合 計	△980,494	△183,848	△27,688	△27,688	△211,537
当 期 末 残 高	△1,752,311	5,517,288	△42,005	△42,005	5,475,282

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

・子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・商品及び製品、仕掛品、原材料

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～18年
車両運搬具	2～4年
工具、器具及び備品	2～15年

② 無形固定資産

・市場販売目的のソフトウェア

見込販売数量に基づく償却額と、販売可能見込期間（2年）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上しております。

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

① ソフトウェア

画像ファイリングシステム「Claio」や文書管理システム「DocuMaker」などの医療システム及び自治体・公社等をメインターゲットとする文書管理システム「DocuMaker Office」など、自社開発のソフトウェアの販売に係る取引であります。ソフトウェアについては、システム導入の進捗に従って履行義務が充足されていくものと判断しております。そのため、期間のごく短い契約を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定期間にわたり収益を認識しております。進捗度の見積りについては、見積原価総額に対する実際発生割合（インプット法）により算出しております。

なお、期間のごく短い契約は、検収日の一時点で収益を認識しております。

② ハードウェア

当社の製品であるソフトウェアの販売に付随して発生する、サーバやPCなど市販のハードウェア製品等の販売に係る取引であります。製品等の販売については、製品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

③ サポート

ソフトウェアの新規導入後、継続して提供する保守サービス等に係る取引であります。当社の製品は医療機関にあっても自治体等においても重要な情報を管理することが多いことから、ユーザーと保守契約を締結しております。この契約に基づき、契約期間にわたってサービスを提供する義務があるため、契約に定められたサービス提供期間で義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受すると考えられることから、契約に定められたサービス提供期間にわたり収益を認識しております。

④ その他

受託開発、SE作業等に係る取引であります。当社は、医療及び医療システムに関する知識やノウハウ、経験を活かし、受託開発やSE作業等を請け負うことがあります。受託開発等については、作業の進捗に従って履行義務が充足されていくものと判断しております。そのため、期間のごく短い契約を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定期間にわたり収益を認識しております。進捗度の見積りについては、見積原価総額に対する実際発生割合（インプット法）により算出しております。

なお、期間のごく短い契約は、検収日の一時点で収益を認識しております。

（５）その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

譲渡制限付株式報酬制度

当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の取締役及び執行役員に支給した報酬等については、対象勤務期間にわたって費用処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

原価総額の見積りに基づくインプット法による収益認識

（１）当事業年度の計算書類に計上した金額

インプット法に基づく売上高 1,649,950千円

（２）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記」に記載した内容と同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 174,449千円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	2,571千円
短期金銭債務	8,879千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売 上 高	561千円
仕 入 高	106,231千円
販売費及び一般管理費	16,434千円
営業取引以外の取引高	1,650千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 2,200,265株

(注) 当事業年度末の自己株式の数には、株式会社日本カストディ銀行（信託Eロ）が保有する当社株式132,200株が含まれております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	18,485千円
関係会社社債評価損	31,520千円
減価償却費	97,131千円
減損損失	12,090千円
投資有価証券評価損	17,871千円
株式給付引当金	99,013千円
棚卸資産評価損	45,279千円
その他有価証券評価差額金	19,334千円
その他	28,270千円
繰延税金資産計	368,997千円

繰延税金負債

前払労働保険料	1,620千円
繰延税金負債計	1,620千円

繰延税金資産の純額

367,377千円

(注) 「所得税法等の一部を改正する法律」（2025年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 7. 収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 224円32銭

(2) 1株当たり当期純利益 48円08銭

1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式132,200株を含めております。

また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式の期中平均株式数135,041株を含めております。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

（株式給付信託（J-ESOP）に関する事項）

当社は、2015年10月29日開催の取締役会において、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して市場から購入した自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」を導入することを決議しております。

この導入に伴い、2015年11月13日から2015年11月26日までの間に資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）（現：株式会社日本カストディ銀行（信託E口））が当社株式194,200株を取得しております。

当該株式給付信託に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じて、信託の資産及び負債を企業の資産及び負債として貸借対照表上に計上する総額法を適用しております。

2025年12月31日現在において株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する自己株式は、貸借対照表の純資産の部に自己株式として表示しており、計上額は101,983千円、株式数は132,200株であります。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月19日

株式会社ファインデックス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
広島事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 吉田 秀敏
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 越智 慶太

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ファインデックスの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファインデックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月19日

株式会社ファインデックス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
広島事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 吉田 秀敏
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 越智 慶太

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ファインデックスの2025年1月1日から2025年12月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第41期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月20日

株式会社ファインデックス 監査等委員会

常勤監査等委員	山	内	康	司
監査等委員	北	田	隆	
監査等委員	山	田	哲	

(注) 監査等委員北田隆及び山田哲は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

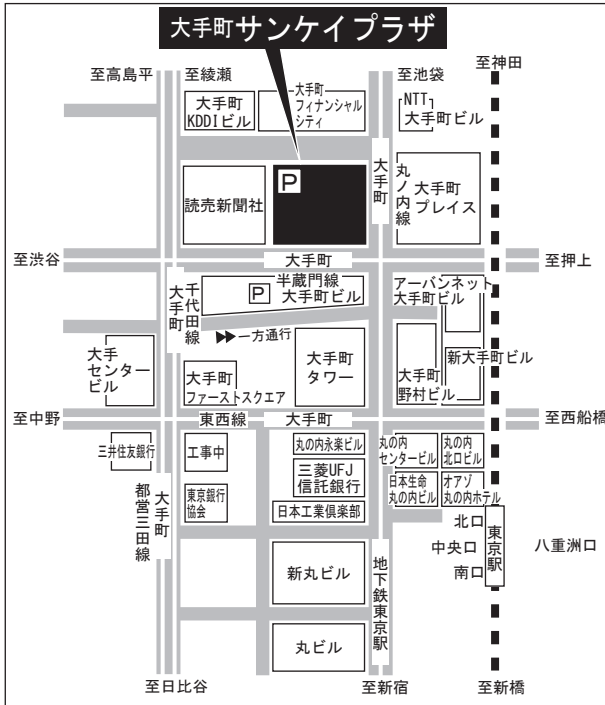
以 上

株主総会会場ご案内図

会場 大手町サンケイプラザ 311号室
東京都千代田区大手町一丁目7番2号 東京サンケイビル3階
TEL 03-3273-2258

交通機関のご案内

地下鉄：丸ノ内線、東西線、千代田線、三田線、半蔵門線で大手町駅下車（A4・E1出口直結）
JR線：東京駅丸の内北口より徒歩約7分



◎サポートが必要な株主様へ

- ・車椅子のサポート、座席やお手洗いへの誘導、受付の筆談案内等が必要な方は、本株主総会 1 週間前までに、IR 室（03-6271-8958）までご連絡くださいますようお願い申し上げます。
- ・株主総会会場には、バリアフリートイレが設置されております。